

令和5年2月27日

国道468号線事業評価監視委員会

委員長 久保田 尚 殿

同文 委員 各位 殿

国土交通省関東地方整備局長 広瀬 昌由 殿

同 横浜国道事務所長 鈴木 祥弘 殿

横浜環状道路（圏央道）連絡対策協議会

会長 比留間 哲生

令和4年度第5回事業評価委員会に対する抗議と質問

横環南事業に関わる事業評価監視委員会が去る12月18日にまたその継続で1月18日に関連する住民に対して事前の予告なしに行われた。これは平成17年の当委員会で当事業継続決定への付帯意見として自ら「住民の理解を得ることが不可欠である」との約束を全く無視するものであり断じて認められない。なお添付のように1月18日開催を知った前日の17日に郵送不能のためメールにて抗議した文書を添付する。

所謂政策評価法の精神は行政改革会議最終報告（1997年12月3日）にあるように社会経済情勢の変化に基づき政策を積極的に見直すといった評価機能は軽視されがちであったとの認識の下に、政策評価制度の導入が提言された。

事業評価監視委員会運営要領によれば委員長が会議の開催時期を決定することに定められている。また委員会の会議については、原則として報道機関を通じて公開とする。また事業の関係者に対し、中継映像による傍聴措置を講ずると定められており事前に関係者に通知すべきでありそれを怠ったのは委員会規則による「委員長は、会務を総理する」に反している。

当事業のB/Cが0.8と発表する以上「委員会は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない」の規則に反していると自覚すべきである。それを糊塗するためにすでに供用している圏央道の一部を加算してB/Cが2.8であると発表するとは上記の規則を全く無視するものであり言語道断である。

規則では以下を明確に示せとのことであることをここに改めて示す。

①事業の必要性 1) 事業を巡る社会情勢等の変化（需要や地元情勢等の変化） 2) 事業の投資効果（費用対効果分析※の実施） 3) 事業の進捗状況（事業進捗、残事業の内容等） ②事業の進捗の見込み（事業実施のめど、見通し） ③コスト縮減や代替案立案等の可能性

今回の事業評価委員会の発表およびその決定は上述のように事業評価法の精神、その法に基づく規則、要領と自ら決定した付帯意見すべてに反するものであることを指摘しそこに至った経緯の説明を求める。

また今回の評価委員会では技術的な問題として別途事業者と行っている質問・回答会議に対する質問書のとおり問題を残したままの不可解な事業継続であることを指摘する。参考までにそれを別添するので確認願う。

以上

添付： 令和5年1月17日付 意見書

別添： 令和5年2月27日付け 事業評価監視委員会に係わる質問書